

でんわ かんゆう こうにゆう
電話勧誘で購入したけど、
かいやく
解約したい…。

「クーリング・オフのやり方って？」

- ① 電話勧誘販売に係る契約書面を受け取った日を含めて
8日以内に書面で通知をします。
- ② 契約（申込）年月日、商品名、契約金額、販売会社、担当者名、「契約を解除します」ということを書きます。あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。
- ③ 必ずハガキなどの書面に書いて、表・裏ともにコピーを取ります。コピーは大切に保管しましょう。
- ④ ハガキは「**特定記録郵便**」または「**簡易書留**」などの「出した日付」が分かる方法で出して、受領書などをもらい、保管しておきましょう。



《ハガキの書き方例》

契約解除通知書

● 契約（申込）年月日：〇〇年〇月〇日

● 販売会社：〇〇会社

● 担当者名：〇〇〇〇

● 商品名：〇〇〇〇一式

● 契約金額：〇〇〇,〇〇〇円

右の契約を解除します。

〇〇年〇月〇日

住所

氏名



クーリング・オフは、できる？ できない？

問題：1

テレビショッピングで買った商品が気に入らない。
クーリング・オフ[A できる B できない]



問題：2

10日前、高校の同級生から連絡があり、「3人に商品を紹介すれば儲かる」というビジネスを紹介された。断りきれず契約をしてしまったが、
クーリング・オフ[A できる B できない]



問題：3

5日前に訪問買い取り業者に指輪を売ったが、やはり返して欲しい。
クーリング・オフ[A できる B できない]



答え：1 正解は、B

テレビショッピングは通信販売であるため、クーリング・オフ制度が適用されません。購入前に返品の確認をしましょう。

答え：2 正解は、A

マルチ商法の場合、契約書面を受け取った日、もしくは商品の引き渡し日のどちらか遅い日を含め20日以内であれば、クーリング・オフすることができます。

答え：3 正解は、A

訪問購入は、法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、クーリング・オフできます。

この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできます。

困った時はすぐに消費生活相談窓口へ、ご相談ください。

塩竈市消費生活相談窓口

022-355-6918

塩竈市旭町1-1北分庁舎1F